様式第１－１号

整理番号	3-5-6-/

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	静岡県議会リポート郵送用ラベル代		
年　月　日	令和６年　４月　８日～　　年　　月　　日	金　　額	35,266 円

目　的	静岡県議会リポート郵送用ラベル代
使　途	郵送用封筒代
政務活動・県政との関連性	県政の状況を報告し今後の議会活動に役立てる。

≪領収書貼付枠≫

領収証　　No 092254

増田たかひろ　様　　2024年 4月 8日

金額　¥36,190-

内　　但 ラベル他　上記正に領収いたしました

消費税等 ¥3,290-

現　金	レ		
小切手			

HISAGO #N1779(100)別 J642169

事務機の　株式会社 ヨシダ　YOSHIDA

掛川本社　掛川市弥生町196

☎ (0537) 24－2111

係 [redacted]

ラベル代　32,060 × 1.1 = 35,266 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	35,266 円	1／1 100%	35,266 円

請　求　書

伝票No. 994656

お客様コードNo. [redacted]

令和　6 年　2 月　22 日

４３６－００５３
静岡県掛川市弥生町１９６

増田　たかひろ 様

株式会社ヨ
静岡県掛川市弥生町１９６
TEL (0537) 24-2111 (代) FAX (0120) 12-7668
登録番号：T6080401014536

TEL 0537-21-2700　　FAX 0537-21-2707

担当者：消耗品

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

コード・商品名	数量	単位	単価	金額	備考
02-031538 ｴｰﾜﾝ ﾗﾍﾞﾙ 31538　10%	10	P	3,206	32,060	3-5-6-1
22-29-707 PLUS ﾌﾟﾘｯﾄﾉﾘ NS-704　10%	3	本	280	840	3-5-6-2
（課税対象額 （ 10%　分	32,900 ） 32,900 ）		（消費税合計 （	3,290 ） 3,290 ）	
			合　計	3,290 36,190	

摘要

OBC 4110 TEL 03-3342-1880 FAX 03-3342-6575

3-5-6-1

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-2

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務文房具代		
年　月　日	令和6年　4月　8日～　　年　月　日	金　額	462円

目　的	政務活動を行う事務経費
使　途	のり代
政務活動・県政との関連性	

≪領収書貼付枠≫

領収書は3-5-6-1に添付

請求書

840×1.1=924円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため案分する	924円	1／2 50%	462円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-3

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	自民改革会議リポート郵送料		
年　月　日	令和６年　４月　30 日～　　年　月　日	金　額	119,318 円

目　的	自民改革会議リポート郵送料
使　途	郵送料
政務活動・県政との関連性	県政の状況を報告し今後の議会活動に役立てる。

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	119,318 円	1／1 100%	119,318 円

3-5-6-3

領収書

様

［別納引受］
第一種定形　22.0g
@84　209通　¥17,556

小　計　¥17,556

区内特別基（定）　21.5g
@73　637通　¥46,501

小　計　¥46,501

郵便物引受合計通数　846通
課税計(10%)　¥64,057
(内消費税等(10%)　¥5,823)
非課税計　¥0

合計　¥64,057
お預り金額　¥70,000
おつり　¥5,943

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2024年 4月30日 10:13
発行No.240430A0127　端N45箱05
連絡先：掛川郵便局
TEL:0570-943-292

領収書

様

［別納引受］
区内特別基（定）　22.5g
@73　420通　¥30,660

小　計　¥30,660

郵便物引受合計通数　420通
課税計(10%)　¥30,660
(内消費税等(10%)　¥2,787)
非課税計　¥0

合計　¥30,660
お預り金額　¥31,000
おつり　¥340

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2024年 4月30日 9:54
発行No.240430A2579　端N60箱01
連絡先：大須賀郵便局
TEL:0537-48-4581

領収書

様

［別納引受］
区内特別基（定）　21.5g
@73　337通　¥24,601

小　計　¥24,601

郵便物引受合計通数　337通
課税計(10%)　¥24,601
(内消費税等(10%)　¥2,236)
非課税計　¥0

合計　¥24,601
お預り金額　¥25,000
おつり　¥399

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2024年 4月30日 10:16
発行No.240430A2875　端N27箱02
連絡先：遠江大東郵便局
TEL:0537-72-2541

様式第１－１号

整理番号	3-5--6-4

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	日本農業新聞購読料		
年　月　日	令和　6年　5月　2日～　　年　　月　　日	金　　額	35,952円

目　的	農業生産・農村振興全般に関する情報を収集し、本県の農業振興施策に反映する
使　途	令和６年度購読料（@2,623円×4ヶ月＋@3,100×8ヶ月分）
政務活動・県政との関連性	農業生産・農村振興に関する情報を収集し本県の主要施策である農業振興に関する県政の施策展開の参考とする

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	35,952円	1／1 100%	35,952円

振込金受取書（兼振込手数料受取書）

預金払戻請求書
預金口座振替 による振込受付書

お振込日 和暦 年 月 日 06 05 02 （受付日 年 月 日）

お振込先 遠州夢咲

信金 銀行 信組 農協 その他 ○

本店 支店

お受取人 預金種目 9 1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他

口座番号 0006624

金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 3 5 2 9 2

姓 ジェイエイエンシュウコメサ

名 キ「ニホンノウキ゛ヨウシンフ

おなまえ JA遠州夢咲「日本農業新聞」 様

ご依頼人 姓 マスタ゛

名 タカヒロ

おなまえ 増田孝大 様

おところ （おでんわ 0537 — 21 — 2700）
掛川市弥生町 196

このたびは当金庫をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。
今後とも、全国どこへでもお振込みができる当金庫の窓口をご利用ください。

振込手数料（消費税含む） 660

うち消費税（10%） 60 円

（ご注意）
電信扱の場合には受取人名等をカナ文字で送信いたします。
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延または入金できないことがあります。
通信機器、回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。
お振込のご用命は午後1時30分までにお願いします。
手数料には消費税が含まれています。
ご依頼人欄にはご連絡先電話番号を必ずご記入ください。
この振込につきましては、当金庫「振込規定」によりお取り扱いさせていただきます。

会員 会員外

島田掛川信用金庫

本店営業部

出納済 6. 5. 2 会員 5万円 目つ振込 金庫手数料 島田掛川信用金庫 本店営業部 (2)

登録番号:T4080405004394

2314 J148-04 3 3

3-5-6-4

3-5-6-4

ＦＡＸ送信票

ＦＡＸ0537-21-2707

送信日	令和　6　年　4　月　1　日
	増田 享大 様
送信枚数	2　枚　（送付書含む）
発信者	遠州夢咲農業協同組合　組合員ふれあい室 [redacted] 〒437-1593　静岡県菊川市下平川　６２６５ TEL 0537-73-6997　FAX 0537-73-6917

いつもお世話になっております。

『日本農業新聞』につきましてご購読頂きありがとうございます。

下記の通り購読代金について、ご連絡させていただきます。

記

1．購読代金のお振込みについて

R6.4月からのご購読についてご入金をお願い致します。

＊1年分購読代金　35,292円(R6.4月～R7.3月)

2,623円(R6.4月～7月分)　3,100円(R6.8月～R7.3月分)

※　合計35,292円

・振込み先　遠州夢咲農協　本店

・口座種類、番号　(その他)別段貯金　0006624

フリガナ　ジェイエイエンシュウユメサキ「ニホンノウギョウシンブン」

・口座名　JA遠州夢咲「日本農業新聞」

以上、宜しくお願いします。

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-5

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	家の光購読料		
年　月　日	令和　6年　5月　2日～　　年　月　日	金　　額	10,071円

目　的	農業生産・農村振興全般に関する情報を収集し、本県の農業振興施策に反映する
使　途	令和６年度購読料（@629円×6ヶ月＋@922×5ヶ月分, @1,027円×1ヶ月分）
政務活動・県政との関連性	農業生産・農村振興に関する情報を収集し本県の主要施策である農業振興に関する県政の施策展開の参考とする

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,071円	1／1 100%	10,071円

振込金受取書（兼振込手数料受取書）

預金払戻請求書
預金口座振替による振込受付書

お振込日 和暦 年 月 日 060502 （受付日 年 月 日）

お振込先 遠州夢咲 信金 銀行 信組 農協 その他 本店 支店

預金種目 9 1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他 口座番号 0005266

金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 9411

お受取人 姓 イエノヒカリトショ
名
おなまえ 家の光図書 様

ご依頼人 姓 マスダ
名 タカヒロ
おなまえ 増田享大 様
おところ （おでんわ 0537 ― 21 ― 2700）
掛川市弥生町196

このたびは当金庫をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。
今後とも、全国どこへでもお振込みができる当金庫の窓口をご利用ください。

振込手数料（消費税含む） 660

うち消費税（10%） 60 円

（ご注意）
電信扱の場合には受取人名等をカナ文字で送信いたします。
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延または入金できないことがあります。
通信機器、回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。
・お振込のご用命は午後1時30分までにお願いします。
・手数料には消費税が含まれています。
ご依頼人欄にはご連絡先電話番号を必ずご記入ください。
この振込につきましては、当金庫「振込規定」によりお取り扱いさせていただきます。

会員 会員外

出納済 6. 5. 2 収入印紙 島田掛川信用金庫 本店営業部 （2）

島田掛川信用金庫

本店営業部

登録番号:T4080405004394

2314 J148-04 3 3

3-5-6-5

3-5-6-5

F A X 送 信 票

FAX0537-21-2707

送信日	令和 6 年 4 月 1 日
	増田 享大 様
送信枚数	1 枚 (送付書含む)
発信者	遠州夢咲農業協同組合 組合員ふれあい室 [redacted] 〒437-1593 静岡県菊川市下平川 6265 TEL 0537-73-6997 FAX 0537-73-6917

いつもお世話になっております。

『家の光』につきましてご購読いただきありがとうございます。

下記の通りご購読代金についてご案内させていただきます。

記

1. 購読代金のお振込みについて

＊1年分購読代金 9,411円(R6.4月～R7.3月)

629円(2.3.6.8.10.11月号) 922円(1.4.5.7.9月号)

1,027円(12月号)

※ 合計9,411円

・振込み先 遠州夢咲農協 本店

・口座種類、番号 (その他)別段貯金 0005266

フリガナ イエノヒカリトショ

・口座名 家の光図書

以上、宜しくお願いします。

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-6

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務文房具代		
年　月　日	令和６年　５月　11 日～　　年　月　日	金　額	1,001 円

目　的	政務活動を行う事務経費
使　途	ファイル代
政務活動・県政との関連性	

≪領収書貼付枠≫

2024年05月11日

領　収　書

一連No935005
領収No039345

様

¥2，002－

（但し　　として
正に領収致しました）

税抜金額 ¥1,820-
消費税等 ¥182-

収入印紙

Mr.ミスター ぶ 掛川店

登録番号T6080401014536

掛川市矢崎町3-10
TEL：(0537) 21-5511
印刷面を内側に折って保管願います

支払者：増田享大
但し：事務用品代

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため案分する	2,002 円	1／2 50%	1,001 円

様式第１－２号

整理番号	3-5-6-7

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　自民改革会議・増田　享大）

経費項目	（調査研究費）・研修費		
内　　容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年　月　日	令和６年　５月　18日～　　年　　月　　日	金　　額	1,000円

会の趣旨・目　的	同会は学校図書や各自治体図書館の充実、司書の充実等を通じ、子供の読書環境の改善を目的としている。
会の活動内容等	定期勉強会・総会・読み聞かせ会の開催
政務活動・県政との関連性	読書活動振興は県の重要な施策であり、活動を学び今後の質問に役立てる。

領　収　書

令和6年　5月　18日

73　増田　享大　様

￥1,000※

但　　令和6年度　会費

上記金額正に領収しました。

掛川市子どもの読書活動を考える会

会計 [redacted]

※ 添付書類：（団体の会則）・事業概要・その他（　　）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	1／1 100%	1,000円

掛川市子どもの読書活動を考える会　会則

名称

第１条　この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第２条　この会の本拠・事務局は、下記とする。（事務局長宅）

目的

第３条　この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第４条　この会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。

２　子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。

３　子どもの読書に関する学習会を行う。

４　読書活動に関する情報の収集および提供を行う。

５　その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第５条　この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

１　この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。

２　会費は、年１，０００円とする.

3-5-6-7

役員

第６条　この会には、次の役員を置く。

会長１名　　副会長１名　　事務局長１名　　事務局員若干名　　監事２名

なお 顧問を置くことができる

第７条　役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第８条　役員の任期は、１年とする。ただし、再選は妨げない。

第９条　役員の任務は、次のとおりとする。

１　会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

３　事務局員は、この会の事務を行う。

４　会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第１０条　総会は、年１回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第１１条　この会の会計は、次の通りとする。

１　この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。

２　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

会則の発効

第１２条　この会則は、平成１５年１２月６日から効力を発する。

平成１６年５月１５日　一部改正

平成１７年５月１４日　一部修正

平成３０年５月１３日　一部改正

様式第１－２号

整理番号	3-5-6-8

支 出 証 拠 書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　自民改革会議・増田　享大）

経費項目	~~調査研究費~~・研修費		
内　　容	一般社団法人倫理研究所年会費		
年　月　日	令和６年　５月　23 日～　　年　　月　　日	金　　額	120,110 円

会の趣旨・目　的	掛川市倫理法人会は会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や経営、政治に関する様々な課題解決に向け研修会を実施している。
会の活動内容等	定期勉強会・総会・先進地視察
政務活動・県政との関連性	企業支援は重要な県施策であり、県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されており、地域振興も重要な責務である。

≪領収書貼付枠≫

島田掛川信金全国しんきんネット
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 06 05 23
取扱店番・受付番号 [redacted]
お取引店 口座番号 [redacted]
お取引金種
お取引内容 お引出
お取引金額 ¥120,000*
手数料 ¥110
時刻 14:05
説明コード
お取引後残高

島田掛川信用金庫
桜木支店
普通 0000217463
ご依頼人 ｶｹｶﾞﾜｼﾘﾝﾘﾎｳｼﾞﾝｶｲ様
案内 ﾏｽﾀﾞ ﾀｶﾋﾛ様 0537-21-2700

島田掛川信用金庫

[redacted]

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（　規程　）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	120,110 円	1/1 100%	120,110 円

3-5-6-8

令和６年　３月　８日

静岡県議会議員　増田亨大　様

拝啓　軽暖の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は掛川市倫理法人会活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掛川市倫理法人会の会費（１年分 R6 年４月～R7 年３月）をご請求させて戴きます。

御手数をお掛け致しますが、お振込の程よろしくお願い致します。

敬　具

記

◇振込先　　島田掛川信用金庫　桜木支店

普通預金　0217463

◇名　義　　掛川市倫理法人会　事務局代表 [redacted]

◇金　額　　１２０，０００円（誠に恐れ入りますが、振込料は貴社にて

ご負担下さいますようお願い申し上げます）

以　上

静岡県掛川市倫理法人会
会　長　栗田徳光
〈事務局〉
〒436-0224　掛川市富部　251-1
TEL.0537-62-3658　FAX.0537-62-3655

倫理法人会規程

3-5-6-8

（総　則）

第 1 条　本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。

第 2 条　本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

（目　的）

第 3 条　本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共栄共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

（活　動）

第 4 条　本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。

1．倫理経営の普及。
2．倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
3．富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
4．その他目的を達成するために必要な活動。

（会　員）

第 5 条　本会の構成員は次に定めるものとする。

(1) 当所正会員で本会に登録した者
(2) 当所一般会員で本会に登録した者

2．本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。

第 6 条　会費は次のとおりとする。月額1口　1万円（何口でも可）。

第 7 条　既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第 8 条　第6条の会費は、法人会計に充当する。

第 9 条　会員は次の場合、退会とする。

1．会員からの申し出によるとき。
2．会員である法人が解散したとき。
3．除名されたとき。
4．第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

第 10 条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。

1．法令その他の規則に違反したとき。

6．副事務長　原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
7．監　　査　1～2名
8．地 区 長　各地区1名
9．副地区長　各地区1名に限り置くことができる。
　1千社を越える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
10．各委員長　1名
11．各副委員長　1名に限り置くことができる。
12．相 談 役　必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
13．顧　　問　必要に応じて3名以内置くことができる。

第 16 条　単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。

1．会　　長　1名
2．副 会 長　2名以内
3．専任幹事　1名
4．副専任幹事　1名に限り置くことができる。
5．事 務 長　1名
6．副事務長　1名に限り置くことができる。
7．監　　査　1～2名
8．幹　　事　10名以上を原則とする。
9．相 談 役　必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
10．顧　　問　3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。

第 17 条　本会の全役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。

第 18 条　本会の全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。

第 19 条　本会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。

第 20 条　本会の全役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1．当所の名誉を傷つけた場合。
2．本会の運営・活動を妨げた場合。

（運　営）

第 21 条　本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。

第 22 条　本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。

第 23 条　本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。

第 24 条　本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。

第 25 条　本会の役員者、会員に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

3．その他除名すべき正当な事由が[illegible]

第 11 条　会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、及び身辺における[illegible]件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

（組　織）

第 12 条　本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし理事長の許可を要する。

1．本会を、都道府県倫理法人会とする。
2．会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。
3．都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
4．都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。

第 13 条　下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および、準倫理法人会があり設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。

1．正倫理法人会の設立は100社以上とする。
2．準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
3．会長以下必要な役職者（規程第16条）を置く。

第 14 条　前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。

1．正倫理法人会の場合
　準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
2．準倫理法人会の場合
　統合、あるいは廃止とする。
3．解散処置
　「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

（役　職）

第 15 条　都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。

1．会　　長　1名
2．副 会 長　5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
3．幹 事 長　1名
4．副幹事長　原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
5．事 務 長　1名

（補　則）

第 26 条　本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

第 27 条　役職者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。

1．役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
2．本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
3．立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

（附　則）

[改定実施日]

第 28 条　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

沿　革

制　　定　平成25年9月2日
改　　正　平成28年11月22日　一部改訂
　　令和3年3月27日　一部改訂

様式第１－２号

整理番号	3-5-6-9

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　自民改革会議・増田　享大）

経費項目	（調査研究費）・研修費		
内　　容	fan 地域医療を育む会		
年　月　日	令和６年　５月　26 日～　　年　月　日	金　額	2,000 円

会の趣旨・目　的	病院・看護現場・利用者を繋ぎより良い医療環境を整備する。
会の活動内容等	研修会、講演、啓発活動
政務活動・県政との関連性	県地域医療計画の方針に沿うものである。

領収証　増田享大　様　No.

★　¥2,000-

但　正会費

R6 年 5 月 26 日　上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収入印紙

NPO 法人
f.a.n.
地域医療を育む会

D211R18

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ 定款 ）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000 円	1／1 100%	2,000 円

3-5-6-9

ＮＰＯ法人 f. a. n. 地域医療を育む会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、ＮＰＯ法人 f. a. n. 地域医療を育む会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、中東遠地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 地域安全活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①地域医療に関する啓発・情報発信事業

②地域医療に関する学習会開催事業

③その他、法人の目的達成のために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　５人以上

(2)　監事　１人以上

２　理事のうち、１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
（表決権等）
第26条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。
（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益
（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。
（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。
（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加及び更正）
第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
（臨機の措置）
第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
(10)　定款の変更に関する事項
（解散）
第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。
（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯポータルサイトに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長
副理事長
理事
同
同
監事
同

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員会費　　2，０００円（1年間分）

(2)　賛助会員会費（個人）1口　　５００円（1口以上）（1年間分）

賛助会員会費（団体）1口5，０００円（1口以上）（1年間分）

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-10

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	（調査研究費）・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和　6年　6月　6日～　　年　月　日	金　額	2,820 円

目　的	議会対応調整
使　途	交通費　東名掛川ＩＣ⇔静岡ＩＣ（@1,410×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）
24年 6月 6日15時28分
車種 普通
通行料金 ￥1,410－
（クルマット）
－入口料金所－ 静岡
ETC 有効期限 [redacted]
会員番号 （支払 － 1回払い）
[redacted]
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2－18－19
取扱番号204－00861459－00 [redacted]

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）
24年 6月 6日10時44分
車種 普通
通行料金 ￥1,410－
（クルマット）
－入口料金所－ 掛川
ETC 有効期限 [redacted]
会員番号 （支払 － 1回払い）
[redacted]
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2－18－19
取扱番号203－00681016－00 [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,820 円	1／1 100%	2,820 円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-〃

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和　6年　6月　7日～　　年　月　日	金　額	2,820 円

目　的	議会対応調整
使　途	交通費　東名掛川ＩＣ⇔静岡ＩＣ（@1,410×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル　0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

24年 6月 7日 16時11分
車種 普通
通行料金 ¥1,410-
（クレジット）
-入口料金所- 静岡
ETC 有効期限 [redacted]
会員番号 [redacted]（支払 - 1回払い）
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-00981539-00 [redacted]

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル　0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

24年 6月 7日 8時49分
車種 普通
通行料金 ¥1,410-
（クレジット）
-入口料金所- 掛川
ETC 有効期限 [redacted]
会員番号 [redacted]（支払 - 1回払い）
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号202-00710817-00 [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,820 円	1／1 100%	2,820 円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-12

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和　6年　6月　10日～　　年　月　日	金　額	3,280円

目　的	議会対応調整
使　途	新幹線　掛川駅⇔静岡駅（@1,640×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

回数券6枚綴り　3・4 枚目使用

領収書の原本は 3-5-5-17 に添付

領　収　書

Receipt　　様

領収年月日　2024.-3.19　　登録番号：T3180001031569

金　額　¥9,840（消費税等込み）　税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品　　ＪＲ乗車券類

（30283　7枚）

東海旅客鉄道株式会社

掛川駅－ＭＶ２発行　40284-01

3-5-5-17

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,280円	1／1 100%	3,280円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-13

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	（調査研究費）・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和　6年　6月　11日～　　年　月　日	金　　額	2,820円

目　的	議会対応調整
使　途	交通費　東名掛川ＩＣ⇔静岡ＩＣ（@1,410×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル　0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

24年　6月11日13時34分

車種　普通

通行料金　￥1，410－
（クレジット）

－入口料金所－　静岡
ETC　有効期限 [redacted]
会員番号　（支払　－　1回払い）
[redacted]

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2－18－19
取扱番号206－00281303－00 [redacted]

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル　0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

24年　6月11日13時04分

車種　普通

通行料金　￥1，410－
（クレジット）

－入口料金所－　掛川
ETC　有効期限 [redacted]
会員番号　（支払　－　1回払い）
[redacted]

通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2－18－19
取扱番号205－00450935－00 [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,820円	1／1 100%	2,820円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-ハ

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	駐車場代		
年　月　日	令和6年　6月　13日～　　年　月　日	金　　額	300円

6

目　的	掛川駅通り名店会総会
使　途	駐車場代
政務活動・県政との関連性	駅周辺の経済状況等を聞き取り今後の議会活動に役立てる。

≪領収書貼付枠≫

SK掛川駅前パーキング

領収証

精算機 #01　A 精算No.000326
発券機 #01　発券No.005096
入庫時刻　2024年 6月13日(木) 17:48
出庫時刻　2024年 6月13日(木) 18:52
駐車時間　1:04
駐車料金　A料金　300円
==========
合　計　300円
(内税10%対象額　300円)
現金領収額　300円
お預り　300円
お釣り　0円
またのご利用をお待ちしております。

かけがわ街づくり株式会社
登録番号　T2080401014556

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	300 円	1／1 100%	300 円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-15

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和　6年　6月　17日～　　年　月　日	金　額	3,280円

目　的	議会対応調整
使　途	新幹線　掛川駅⇔静岡駅（@1,640×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

回数券６枚綴り　5・6　枚目使用

領収書の原本は　3-5-5-17　に添付

領　収　書

Ｒｅｃｅｉｐｔ　　様

領収年月日　2024.-3.19　　登録番号：T3180001031569

金　額　￥9,840（消費税等込み）　税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品　　ＪＲ乗車券類

（30283　7枚）

東海旅客鉄道株式会社

掛川駅－ＭＶ２発行　40284-01

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

3-5-5-17

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,280円	1／1 100%	3,280円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-16

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内　　容	事務所電気代　　6月分		
年　月　日	令和　6年　6月　17日～　　年　月　日	金　額	2,704円

目　的	政務活動を行う事務所経費
使　途	事務所電気代
政務活動・県政との関連性	

≪領収書貼付枠≫

振替払込請求書兼受領証（振込金受領証）（060610）

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号番号	00100－5－900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和 6年 6月分	ご使用期間	5月 9日～ 6月 9日（日程06）	

金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額（再掲）
					5	4	0	8	491円

ご依頼人氏名　　増田　享大 様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳（円）
[redacted]	A	kWh	
従量電灯B	60	131	5408

お支払期日は 7月10日 です。 お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息（年利10%）を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。
ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
払込用紙の有効期限は 7月30日 となっております。

中部電力ミライズ株式会社　カスタマーセンター
0570-048-155
（携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）

（ゆうちょ銀行）

日附印 '24.6.17

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため案分する	5,408円	1／2 50%	2,704円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-17

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	（調査研究費）・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	藤枝市役所訪問		
年　月　日	令和　6年　6月　18日～　　年　月　日	金　額	1,090円

目　的	県道焼津森線について聞き取り
使　途	交通費　東名掛川ＩＣ→焼津ＩＣ（@1,090）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　焼津
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル　0120－922－229
上記番号をご使用になれないお客さまは
ＴＥＬ　052－223－0333（有料）

２４年　６月１８日１３時０２分
車種　普通
通行料金　￥１，０９０－
（クレジット）
－入口料金所－　掛川
ＥＴＣ　有効期限 [redacted]
会員番号　（支払　－　１回払い）
[redacted]
通行料金は、消費税率１０％対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦２－１８－１９
取扱番号２０４－００７４１２３６－００ [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,090円	1／1 100%	1,090円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-18

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	（調査研究費）・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県庁にて調査		
年　月　日	令和　6年　6月　21日～　　年　月　日	金　額	2,820円

目　的	議会対応調整
使　途	交通費　東名掛川ＩＣ⇔静岡ＩＣ（@1,410×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）
24年 6月21日13時15分
車種 普通
通行料金 ¥1,410－
（クルマット）
－入口料金所－ 静岡
ETC 有効期限 [redacted]
会員番号 （支払 － 1回払い） [redacted]
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2－18－19
取扱番号204－00591247－00 [redacted]

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）
24年 6月21日 9時54分
車種 普通
通行料金 ¥1,410－
（クルマット）
－入口料金所－ 掛川
ETC 有効期限 [redacted]
会員番号 （支払 － 1回払い） [redacted]
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2－18－19
取扱番号204－00460922－00 [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,820円	1／1 100%	2,820円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-17

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務所電話代		
年　月　日	令和　6年　6月　26日～　　年　月　日	金　額	4,204円

目　的	政務活動を行う事務所電話代
使　途	令和　6年　6月分
政務活動・県政との関連性	

≪領収書貼付枠≫

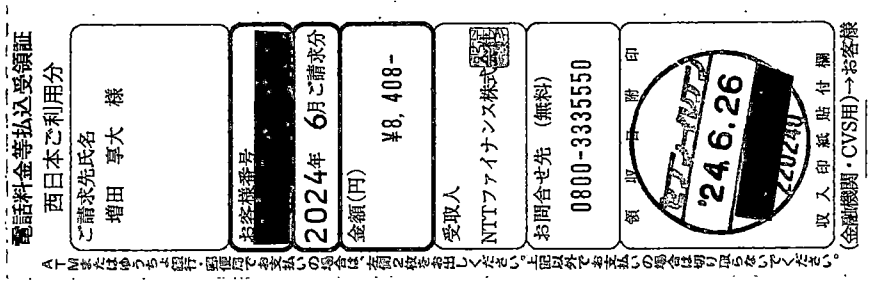

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため案分する	8,408円	1／2 50%	4,204円

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0537-21-2700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 6月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

3-5-6-19

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)		税区分 TAX
◆0537-21-2700				
◇NTT西日本ご利用分				
6,428	5,400	フレッツ 光ネクスト F 隼利用料	5月 1日～ 5月31日	合 算
	-1,790	光もっともっと割	2026年07月～2026年09月以外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	5月 1日～ 5月31日	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	5月 1日～ 5月31日 ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。	合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料	5月 1日～ 5月31日	合 算
	200	複数チャネル使用料	5月 1日～ 5月31日	合 算
	100	追加番号使用料	5月 1日～ 5月31日	合 算
	592	ひかり電話 (通話料)	5月 1日～ 5月31日 翌月への繰越額は368円です。	合 算
	-592	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	5月 1日～ 5月31日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	合 算
	128	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	5月 1日～ 5月31日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	5月 1日～ 5月31日 2番号分のご請求となります。	合 算
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合 算
	584	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)				
6,428	6,428	(小計)		

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1．1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M30021211001 03623 03600 00 1

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。)	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分			
1,980	1,980	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 ＊ 契約番号：[redacted]	非対象等
◇合計			
8,408	8,408	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。	

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-20

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	県看護連盟役員との意見交換　（静岡市役にて）		
年　月　日	令和　6年　6月　29日～　　年　月　日	金　額	1,980 ~~2,820~~ 円

目　的	議会対応調整
使　途	交通費　東名掛川ＩＣ⇔静岡ＩＣ（@99.0×2）
政務活動・県政との関連性	県議会における対応についてである

≪領収書貼付枠≫

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　掛川
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

24年 6月29日15時38分
車種 普通

割引前料金　¥1,410-
割 引 Δ　¥420-

ご利用額　¥990-
（クレジット）
-入口料金所- 掛川
ETC　有効期限 [redacted]
会員番号 [redacted]（支払 － 1回払い）
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号204-01421506-19 [redacted]

ご利用ありがとうございます。
NEXCO 中日本
料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所　静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333（有料）

24年 6月29日12時18分
車種 普通

割引前料金　¥1,410-
割 引 Δ　¥420-

ご利用額　¥990-
（クレジット）
-入口料金所- 掛川
ETC　有効期限 [redacted]
会員番号 [redacted]（支払 － 1回払い）
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号206-00341149-19 [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,980 ~~2,820~~ 円	1/1	1,980 ~~2,820~~ 円
		100%	

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-a/

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	聖教新聞購読料　　6月分		
年　月　日	令和　6年　6月　30日～　　年　月　日	金　額	1,934円

目　的	情報収集
使　途	聖教新聞購読料
政務活動・県政との関連性	政治団体の主張に関する情報を収集することは県の重要な施策である。

新聞購読料　領収証

増田 亨大 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024年6月分(6/01～6/30)　領収日　月　日

領収金額	¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象　0円　消費税　0円)
(8%対象　1,934円　消費税　143円)
※は軽減税率対象品目です。

販売店　大塚　秀訓
発録番号:T4810320489802
住　所　藤枝市青南町4－9－45
TEL　054-631-9270　FAX　054-631-9271

お申込No. [redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,934円	1／1 100%	1,934円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-22

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	新聞購読料　6月分		
年　月　日	令和　6年　6月　30日～　　年　月　日	金　額	1,650円

目　的	情報収集
使　途	新聞購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

≪領収書貼付枠≫

2024年 6月分　領収証　発証No. 00022806-202406-1

増田 たかひろ（事）様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300

合計金額 ¥3,300
（8%対象 3,300円
内消費税 244円）

※は軽減税率対象　登録番号:T5080402017266

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました

(有)風間新聞店
掛川市駅前４－６
TEL 0537－24－4811

風間新聞店之印

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため案分する	3,300円	1／2 50%	1,650円

様式第１－１号

整理番号	3-5-6-23

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　自民改革会議・　増田　享大）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費（○）		
内　容	事務員雇用		
年 月 日	令和　6年　6月　30日～　　年　月　日	金　額	30,000 円

目　的	政務活動を行う事務員給料
使　途	令和６年　６月分
政務活動・県政との関連性	

≪領収書貼付枠≫

給料支払明細書

（令和6年　6月分）

[redacted] 殿

労働日数	自 6月1日 至 6月30日	日
労働時間	時	分
所定時間外労働	時	分
支給額	基本給	60000
	所定時間外賃金	
	家族手当	
	(内政務活動分)	(30000)
	交通費	
	合計	
控除額	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	
	所得税	
	住民税	
	前払金	
	合計	
差引支給額		60000

係印 [redacted]

(事業所名)

コクヨ シン-113N

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため案分する	60,000 円	1／2 50%	30,000 円

様式第１－４号

整理番号	3-5-6-2

支出証拠書（自動車燃料代）

【　　6　　月分】　　（会派名・議員氏名　自民改革会議・増田　享大）

区　分	前回給油(領収書貼付分)　A	今回(直近の)給油　B	総走行距離　C＝B－A
年月日	年　月　日	年　月　日	
走行距離	km	km	km

（経費項目別充当額）

経費項目	走行距離（km）	積　算　方　法　※	充当額（円）
事　務　費		円×　　km／　　km	4,950

※単価による充当方式　　：単価（円）×走行距離（㎞）
※領収書による充当方式
・積上げ方式　　：領収書金額（円）×走行距離（㎞）／総走行距離（上記C）（㎞）
・充当限度割合による案分：領収書金額（円）×充当限度割合

≪支払証明≫上記のとおり支払った（充当した）ことを証明します。　　議員氏名　　増田享大

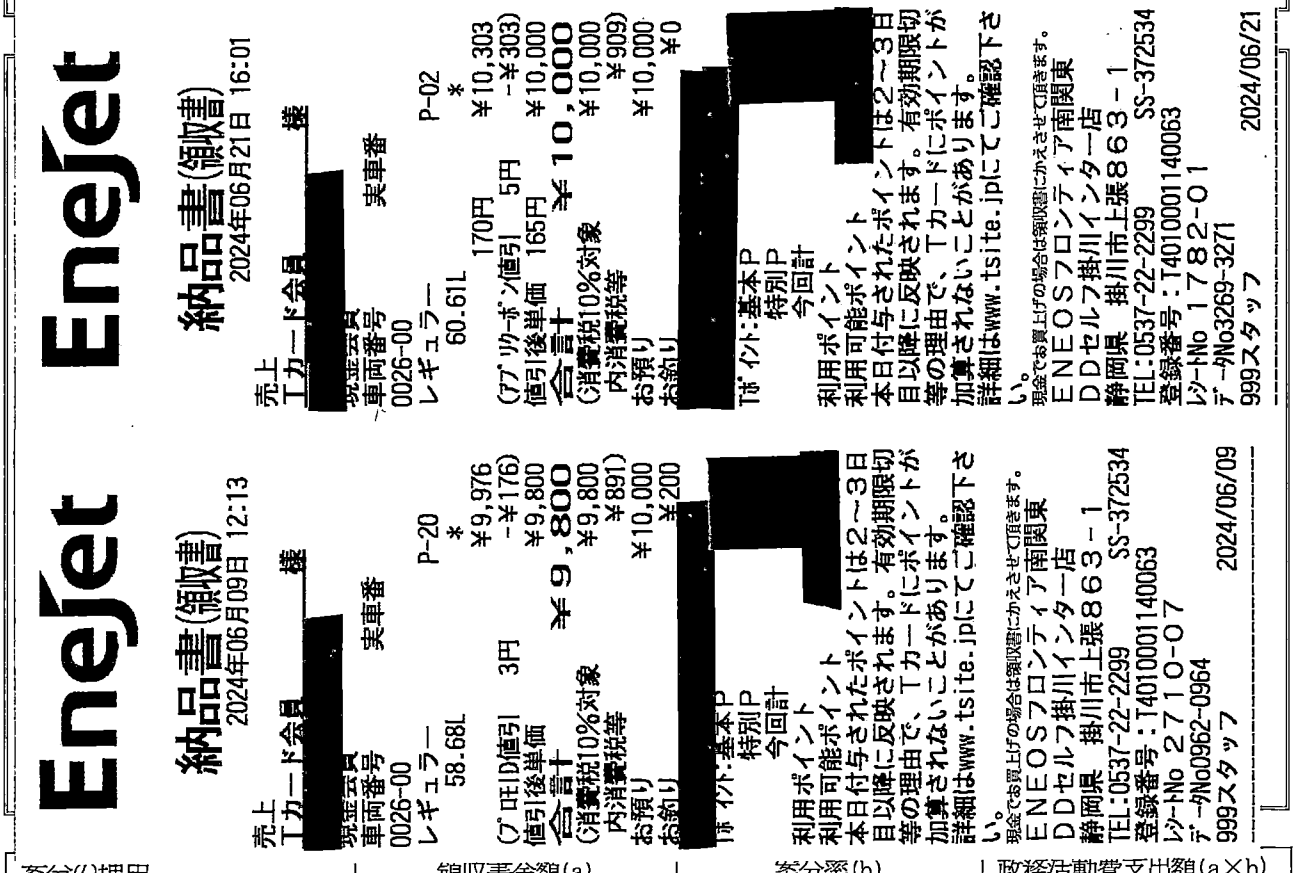

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動・私用を含むため案分する	19,800円	1／4 25%	4,950円